

# 河南町農業振興地域整備計画策定業務

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、河南町農業振興地域整備計画策定業務に適用する。

#### 第2条（業務目的）

本業務は、令和4年度の同計画改訂後、社会環境の変化や農業を取り巻く情勢の変化に対応するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づき、基礎調査を行い、本町の農業振興地域整備計画の見直しを行うもので、本町における健全な農業の発展と地域資源の総合的・効果的な活用に寄与するため、河南町農業振興地域整備計画を策定するものとする。

#### 第3条（業務計画及び工程表）

受注者は、契約締結後5日以内に作業実施計画書、工程表、管理技術者届、その他関係書類等を発注者に提出し承認を受けなければならない。また、受注者は工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し協議しなければならない。

#### 第4条（管理技術者等）

受注者は、管理技術者及び照査技術者等を定め、それぞれの通知書及び経歴書を発注者へ提出しなければならない。なお、管理技術者は、照査技術者等を兼ねることはできない。

- 2 受注者は、管理技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 3 管理技術者及び照査技術者は、技術士（都市計画及び地方計画）、総合技術監理技術士（都市計画及び地方計画）又は、RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者のとする。

#### 第5条（適用事項）

本業務を実施するにあたり、本仕様書及び契約書のほか、発注者の指示によるものとする。

#### 第6条（協議及び打合せ記録の録作成）

本業務に関する協議及び打合せにあたっては、その記録を作成し、発注者へ提出・承認を得るものとする。

#### 第7条（疑義の解決）

本業務の遂行上、疑義が生じた場合又は見解を異にする事項がある場合は、発注者にその旨を申し出、指示を受けるものとする。

#### 第8条（必要事項の補充）

受注者は業務の遂行に当たり、本仕様書等に明記されていないものについても、技術上必要と認められるものについては、受注者の責務において補充するものとする。

#### 第9条（検査）

受注者は、業務の遂行に当たり、随時作業の進捗状況を発注者へ報告すること。令和8年度の部分検査範囲は、特記仕様書の『第3章 農業振興地域整備計画書修正（基礎調査）』とし、履行を確認出来る資料を提出し検査を受けなければならない。また、全業務完了後は、『第5章 成果品』を提出し検査を受けなければならない。

#### 第10条（成果品の訂正）

受注者は、業務完了後においても、提出した成果品に誤りが発覚した場合は、受注者の責任において速やかに訂正し、再度提出しなければならない。

#### 第11条（秘密の保持）

受注者は、本業務を遂行するうえで知り得た秘密については、何人にも漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

#### 第12条（準拠法令等）

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次に掲げる最新の法令及び規程等に定めるところによらなければならない。

1. 農業振興地域の整備に関する法律、同法施行令および同法施行規則
2. 農用地等の確保等に関する基本指針（農林水産大臣）
3. 大阪府農業振興地域整備基本方針（大阪府）
4. 農業振興地域制度に関するガイドライン（農林水産省農村振興局農村政策部）
5. 農業振興地域制度に関する参考様式集（農林水産省農村振興局農村政策部）
6. 農地法、同法施行令および同法施行規則
7. 農業経営基盤強化促進法、同法施行令および同法施行規則
8. 測量法、同法施行令および同法施行規則
9. 品質の要求、評価及び報告のための規則（国土地理院）
10. 河南町財務規則
11. その他関係法令および関係資料

## 第2章 業務内容等

### 第13条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和10年3月20日までとする。

### 第14条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、河南町の行政区域（25.26k㎡）を対象とする。

### 第15条（作成データの形式）

本業務において作成する各種データについては、今後の利活用を考慮し、発注者の指示するデータ形式により作成し、記録媒体に保存後、提出すること。

### 第16条（業務内容）

本業務の各年度における業務内容は、以下のとおりとする。

1. 令和8年度業務
  - (1) 基礎調査（資料）の作成
2. 令和9年度業務
  - (1) 本編の作成

## 第3章 農業振興地域整備計画書修正（基礎調査）

### 第17条（現地への立ち入り）

1. 現地調査を行う場合、必ず自己の身分証を作成・携帯し、業務にあたるものとする。
2. 身分証は、土地等の所有者、その他関係人等から提示要求があったときは、これを提示するものとする。
3. 身分証の内容については、発注者からの委託業務である旨を必ず記載すること。

### 第18条（計画準備）

1. 計画準備

業務の実施に際して、資料収集の範囲や関係各所との連絡調整、業務の全体工程と報告・協議・照査の体制と内容、時期等について計画のうえ、「業務計画書」を作成・提出し、発注者の承認を得るものとする。
2. 資料収集及び整理

計画を作成するために必要な以下資料を収集整理するものとする。発注者にて提供出来る資料は発注者へ依頼し収集する。また、利用するデータは利用時点での最新版とする。

  - ①現行農業振興地域整備計画（農用地区域を含む）

- ②南部大阪都市計画図（河南町 1/10,000 PDF形式）
- ③航空写真画像データ（Tiff形式）
- ④過去の農業振興地域整備計画（農用地区域図含む）
- ⑤農地基本台帳データ（Excel形式）
- ⑥河南町地番図データ（Shape形式）
- ⑦河南町まちづくり計画
- ⑧河南町都市計画マスタープラン
- ⑨土地改良事業範囲図
- ⑩河南町土地利用計画
- ⑪河南町地域計画
- ⑫河南町農業再生協議会水田フル活用ビジョン
- ⑬農林業センサス（2015年、2020年、2025年）
- ⑭国勢調査データ（2015年、2020年、2025年）
- ⑮河南町統計資料
- ⑯関係各種法規制情報等
- ⑰公共公益施設位置
- ⑱その他必要と認められる資料等

#### 第19条（基礎調査）

発注者から貸与される資料のほか、農業委員会、土地改良区、大阪府南河内農と緑の総合事務所等の関係機関が有する、昨年度時点の各種統計資料や計画書を収集し、次の項目を整理し、数値の年度更新を実施するものとする。

1. 農用地面積調査
2. 土地利用調査
3. 農業就業人口・規模調査
4. 農業生産調査
5. 農業生産基盤の整備調査
6. 農用地の保全・利用調査
7. 農業近代化施設整備の調査
8. 農業従事者の農業以外就業状況調査

#### 第20条（基礎資料作成）

##### 1. 地域の概況

農用地の利用実態について、地域の位置や自然条件、人口・世帯数、農家人口、産業別就業人口、産業別生産額、開発構想等、地域の現況整理を行うものとする。

- ①地域の位置や自然条件
- ②人口及び産業経済の動向及び見通し
  - ・総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し
  - ・産業別生産額の動向及び見通し

- ③地域の開発構想
  - ④農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要
  - ⑤農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況
2. 土地利用の動向等
- 地域の土地利用動向を、次の項目ごとの面積について整理を行うものとする。
- ①農業振興地域の土地利用の動向
  - ②森林の混牧林地としての利用の可能性
3. 農業生産の現状と今後の方向性
- 重点作物について生産量や粗生産額、出荷率の現況や将来目標について調査し、問題点や改善について整理を行うものとする。
- ①重点作物の概要
  - ②農業生産の現状と目標
  - ③集出荷販売計画
    - ・農産物のお荷量及び率の動向
    - ・集出荷販売の現状及び改善目標
  - ④農業生産技術の改善目標
4. 農業生産基盤の現状
- 農地の整備率について現況や目標値を明確にし、地区ごとの水田の用排水状況について整理を行うものとする。また、農業生産基盤整備状況については図面データの作成を行うものとする。
- ①農地の整備率
  - ②水田における排水の現状
  - ③農業生産基盤の整備開発に係わる各種事業の実施状況
5. 農用地等の保全及び利用の状況
- 洪水被災や水質悪化等農地等保全についての現況や将来目標について調査し、問題点や改善についての考え方を整理し、農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況を整理するものとする。また、農用地等保全整備状況については図面データの作成を行うものとする。
6. 農業近代化施設の整備の現状
- 近代化施設の整備状況を生産関係施設と流通加工関係施設に分け数値と図面により整理するものとする。
7. 農業就業者育成・確保の現状
- 農業後継者、担い手育成などへの取り組み・育成施設の現状把握を行うものとする。
8. 就業機会の現状
- 農業従事者の他産業への就業状況や開発計画を明らかにするものとする。
- ①農業従事者の他産業就業の現況
  - ②農業従事者等に対する就業相談活動の現況
  - ③企業誘致及び企業誘致活動の現状
9. 農村生活環境の現状
- 集落部における生活環境整備事業の実施状況と現在の問題点を整理するものとする。

また、農村生活環境整備状況については図面データの作成を行うものとする。

- ①農村生活環境整備の現状
- ②農村生活環境整備の問題点
- 10. 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状  
林業の現況と林業振興に関する問題点を整理するものとする。
  - ①林業の概況
  - ②農業振興と林業振興との関連に関する現状及び問題点
  - ③林業の振興に関する諸計画の概要
- 11. 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況
- 12. 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等  
河南町における、農業及び農村の振興及び整備のための町、農業団体、集落を含めた推進体制を整理するものとする。  
また、最近5か年の財政状況を整理し、農業及び農村の振興及び整備のための基礎的な資料とする。

#### 第21条（アンケート調査及び分析）

- 1. 発注者が抽出した農家に対して、農業経営の現状及び課題を把握するためアンケート調査を行う。
- 2. 調査期間は概ね1ヵ月間とし、郵送による配布及び回収を行う。また、往信・返信用封筒の郵便料、往信、返信用封筒、調査票の印刷及び封入封緘等、発送及び回収に係る作業とその費用については、発注者の負担とする。
- 3. アンケート調査結果の集計・分析については受注者で行う。

## 第4章 農業振興地域整備計画書修正（本編）

#### 第22条（農業振興地域整備計画（本編））

- 1. 地域の振興方向  
自治体の特性をいかした農業振興、農村整備等の振興施策の基本的考えについて河南町まちづくり計画、河南町地域計画等の上位・関連計画を参考に整理するものとする。
- 2. 農用地利用計画  
農地全体の土地利用構想や農用地区域及び各用途の設定方針について整理するものとする。
- 3. 農業生産基盤の整備開発計画  
農業生産の基盤の整備・開発計画について網羅的に整理するものとする。
  - ①農業生産基盤の整備及び開発の方向
  - ②農業生産基盤整備開発計画（事業の種類、概要、受益地区の範囲）
  - ③森林の整備その他林業の振興との関連
- 4. 農用地等の保全計画  
農用地等の農業生産の基盤整備・保全計画について網羅的に整理するものとする。
  - ①農用地等の保全の方向
  - ②農用地等保全整備計画

- ③農用地等の保全のための活動
- ④森林の整備その他林業の振興との関連
- 5. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画  
今後の農業経営の目標と農用地等の効率的、総合的な利用を図るための方策についてとりまとめるものとする。
  - ①農業経営規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・効率的かつ安定的な農業経営の目標
    - ・農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
  - ②農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策
  - ③森林の整備その他林業の振興との関連
- 6. 農業近代化施設の整備計画  
今後の農業近代化のための施設整備を図るための方策についてとりまとめるものとする。
  - ①農業近代化施設の整備の方向
  - ②農業近代化施設整備計画（事業の種類、概要、受益地区の範囲）
  - ③森林の整備その他林業の振興との関連
- 7. 農業を担うべき者の育成・確保のための施設整備計画  
農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備に関する事項について担い手育成のあり方を検討し、整備計画をとりまとめるものとする。
  - ①農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
  - ②農業就業者育成・確保施設整備計画
  - ③農業を担うべき者のための支援の活動
  - ④森林の整備その他林業の振興との関連
- 8. 農業従事者の安定的な就業の促進計画  
農業従事者の安定的な就業を図るための目標と方策について、とりまとめるものとする。
  - ①農業従事者の安定的な就業の促進の目標
  - ②農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
  - ③農業従事者の生活環境施設
  - ④森林の整備その他林業の振興との関連
- 9. 生活環境施設の整備計画  
生活環境施設の整備を図るための目標と方策についてとりまとめるものとする。
  - ①生活環境施設の整備の目標
  - ②生活環境施設整備計画（事業の種類、概要、受益地区の範囲）
  - ③その他の施設の整備に係る事業との関連
  - ④森林の整備その他林業の振興との関連

第23条（附図の作成）

河南町農業振興地域整備計画書に記載する付図を農業振興地域制度に関する参考様式集（農林水産省農村振興局農村政策部）に基づき作成する。

作成する図面サイズ（縮尺）は、計画書に添付するサイズとしてはA3（1/25,000程度）とし、確認用としてはA0サイズ（1/10,000程度）とする。

- ①土地利用計画図
- ②農業生産基盤整備計画図
- ③農用地等保全整備計画図
- ④農業近代化施設整備計画図
- ⑤農村生活環境整備計画図

#### 第24条（農用地利用計画）

基礎資料、農業振興地域整備計画及び附図をとりまとめ農用地利用計画書案を作成するものとする。既存の計画書との整理を行い、次の項目について整理するものとする。

- ①農用地区域の作成
  - ・現況農用地等に係る農用地区域
  - ・現況森林、原野等に係る農用地区域
- ②用途区分
- ③変更理由書の作成

#### 第25条（とりまとめ）

##### 1. 計画書等

前条までの作業結果を整理し、農業振興地域整備計画書基礎資料及び農業振興地域整備計画書としてとりまとめを行うものとする。

##### 2. 府調整等

策定した河南町農業振興地域整備計画及び基礎調査結果について大阪府農政室及び関係機関と次の調整の支援を行い、計画書として確定させるものとする。

- ①府事前相談
- ②関係機関・団体等調整
- ③府関係課調整
- ④府本協議

#### 第26条（打合せ協議）

打合せ協議は、着手時、中間報告時、成果納入時等を行うものとする。発注者または時駐車が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。

## 第5章 成果品

#### 第27条（成果品）

本業務の成果品として納入すべきものは、次のとおりとする。

- ① 農業振興地域整備計画書（A4版） 5部  
（必要とする計画附図はA3版及びA0版とする）
- ② 農業振興地域整備計画書基礎資料（A4版） 5部  
（必要とする計画附図はA3版及びA0版とする）
- ③ 農業生産基盤整備状況図・農業近代化施設整備状況図・農村生活 5部

環境整備状況図（附図・各A0版）

- ④ 計画各附図（第22条関係附図・A0版） 5部  
（近畿農政局、大阪府農政室及び南河内農と緑の総合事務所提出用を含む）
- ⑤ 打合せ協議記録簿 1部
- ⑥ 計画書・基礎資料・附図等のデータ（電子媒体・CD-R等） 1式  
※電子媒体データは、PDF及びオリジナルファイル形式とする。
- ⑦ その他の資料（業務で収集・調査した資料及び計画策定等に関する資料、引用文献の写し） 1式

※図面等提出書類は、カラー刷りで提出を行うこと。